

「大和市都市農業振興基本計画(案)」に対する意見公募の結果

1 概要

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適正かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月に都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）が制定されました。基本法では、都市農業の振興に関する基本理念にのっとり、国や各自治体が必要となる施策を実施する責務を有するとされています。また、国は都市農業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないとされており、各自治体は国の計画を基本として地方計画を定めるよう努めなければならないとされています。

このような状況から、本市の都市農業の持続可能な発展を図るため「大和市都市農業振興基本計画」の策定作業を進めています。そこで、計画案について、市民の皆さまからご意見を募集しました。

意見公募の結果と頂いた御意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見公募の概要

公表した資料	①大和市都市農業振興基本計画（案）について【概要】 ②大和市都市農業振興基本計画（案） ※①は参考資料として公表しました。あくまで意見対象は②大和市都市農業振興基本計画(案)となります。
意見公募期間	平成31年1月4日（金）～平成31年2月4日（月）
計画案等の 閲覧場所	・大和市役所本庁舎1階情報公開コーナー、4階農政課窓口 ・保健福祉センター ・市民課各分室及び連絡所 ・各学習センター ・市のホームページ
意見提出方法	①郵送・持参 ②ファクス ③大和市ホームページより電子申請

3 意見提出者数と意見件数

意見提出者数：1人

意見件数：2件

4 寄せられた意見と市の考え方

	意見の概要（要旨）	市の考え方
1	天候に左右される露地農法では安定した収穫が見込めず、計画生産も難しい。 これからの農業という面からは、工場化、自動化、企業化の視点が必要と考える。	本市の農業は、都市部に存在するという立地条件を活かし、市民への直接販売による農業経営が行われており、生産は少量多品目で野菜や果樹などを栽培しています。 少量多品目の生産は、一品目を大規模農地にて大型機械等を導入し、農業の自動化等を行い、効率的に大量生産することとは異なり、手間やコストがかかっており、これに応じた適正な価格で販売していく必要があります。 そのため、本計画の基本方針1「地場農産物の地元での消費を拡大する」では、市内農業者の努力により生産された地場農産物が、新鮮・安心であり質が良いものであるということを、市民をはじめとした消費者に認知してもらうことが重要と考え、この取り組みを推進して参ります。
2	「横浜野菜」というような話を見聞きした。 「大和野菜」として販売できる品種開発も必要であろう。	ご意見を参考に「大和野菜」のブランド化につながるように、本計画の施策1-1「地場農産物の供給機能を高める」の中の主な取り組みの一つである「栽培技術等の向上に向けた立毛共進会等の開催」にて、栽培技術の向上及び農産物の品質の向上を目指して参ります。